

広島県告示第八百六十七号

建築士を対象とする講習の指定に関する規程（昭和六十一年広島県告示第六号）第三条
 第一項の規定によって、次の講習を指定した。

平成十九年八月十六日

広島県知事 藤 田 雄 山

実施法人の 名称及び住所	社団法人広島県建築士会（広島市中区千田町三丁目七―四七）
定期講習又は 特別講習の別	特別講習
講習の名称	平成一九年度被災建築物応急危険度判定士講習会
講習の対象者	建築士
講習の実施日時 及び実施会場	実 施 日 時
	実 施 会 場
平成一九年一〇月一七日（水） 午後〇時三〇分～午後四時	福山土木建築会館三階 （福山市若松町八―二二）
平成一九年一〇月二〇日（土） 午後〇時三〇分～午後四時	広島県情報プラザ多目的ホール （広島市中区千田町三丁目七―四七）